

(続紙 1)

京都大学	博士 ( 教育学 )	氏名	山本和行
論文題目	台湾における植民地教育制度の形成 — 国家教育社を媒介とする「内地」との連関に着目して —		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、日本による領有初期に台湾で形成された教育制度の特徴を、当時の日本「内地」における教育界との連関に着目して分析したものである。具体的には、台湾総督府初代学務部長に就任した伊沢修二をはじめとして、台湾領有初期に学務行政の中核を担った人びとが国家教育社関係者により構成されていた事実に着目して、日本「内地」において国家教育社が創設された経緯、その組織と事業のあり方が、台湾領有初期の教育制度の形成過程にどのような作用を及ぼしたのかという問題を解明した。</p> <p>第1章では、国家教育社創立の契機となった全国教育者大集会の内容を分析している。この大集会は大日本教育会主催で1890年5月に全国各地の教員や教育会関係者を集めて開催されたものであり、5日間にわたる集会の中で、教育は国家の事務であるということが公の方針であるにもかかわらず、教員俸給など教育費の負担は市町村財政に委ねられている現状への不満がさまざまな形で提起された。教育における自治や自由を重視する度合いには論者により異なったものの、貧富の差や地域間格差により大きな不平等があるという認識は広く共有されていた。国家教育社は、大集会の翌日にこうした不満の受け皿として創設されたものである。ただし、創立に際して定めた「国家教育社要領」で肝心の教育費問題について明示的に言及しないなど社の方針に曖昧さを抱えていたことを指摘した。</p> <p>第2章では、国家教育社の組織と事業の概要について論じた。1890年代前半、大日本教育会が中央を拠点とする「研究」団体という性格を強めていたのに対して、国家教育社は地方の要求をすくい上げて「実行」に移す団体であることを標榜して影響力を拡大、1892年には社員数も7000名を越えるにいたった。同年には教員ばかりでなく地方名望家層も組み込みながら「国立教育期成同盟会」を組織、普通教育に対する国庫補助を求める運動を展開するにいたった。だが、1893年10月に文部省訓令第11号が制定されて教員の政治的活動が禁止されると、教育費の国庫補助を求める運動から教員は排除されることになった。これ以降、国家教育社の会員数も減少に転じ、その活動は教育勅語の趣旨普及など理念的な問題を中心とする傾向を強めたことを指摘した。</p> <p>第3章では、宮城県と石川県の事例に即して、国家教育社の組織と事業のあり方を地方レベルで検証した。宮城県では国家教育社の社員中に自由民権運動関係者が少なからず含まれており、国立教育期成同盟会の会員も全国で最も多かった。それだけに文部省訓令第11号による運動への打撃も大きく、日清戦争時には国家教育社としての活動は従軍者・戦死者の子どもへの授業料減免を求める運動などに限定されるようになっていた。他方、石川県では、国家教育社の活動が正教員の待遇・俸給の改善だけを求めるものであることに反発し、国家教育社とは別組織で「平民的立場」から国庫補助を求める運動が展開されていた。</p> <p>以上の第3章までが、台湾領有以前の日本「内地」における国家教育社の動向に焦点をあてたものであるのに対して、第4章以降では台湾における教育制度の形成過程と国家教育社の関わりについて論じた。</p>			

(続紙 2)

第4章では、台湾領有初期の学務行政担当者と国家教育社の関係について論じた。領有初期の学務関係の陣容は、学務部長伊沢修二が国家教育社の社長であったばかりでなく、伊沢の後継として学務部長に就任した児玉喜八や国語学校長に就任した町田則文など主要な人物が国家教育社の社員であった。ただし、日本「内地」における国家教育社の活動の変質を反映して、教育勅語の趣旨を普及するという方針については一致していても、教育費国庫負担についてはこれらの人物の間でも意見の相違があったと論じた。

第5章では、1898年に台湾人向け初等教育機関として「公学校」が制度化された経緯を解明した。公学校は、①「普通教育」よりも「語学教育」の機関としての性格が強かった点、②義務教育の対象とされなかった点、③中等教育から高等教育へ進学するステップというよりも、それ自体完結的な教育機関とみなされた点などで日本「内地」の小学校とは異なっていた。中学校設立については学務部の当初の構想では含まれていたが、教育費削減という総督府の方針のために断念された。他方、公学校の日本人教員の俸給を国庫負担としている点は、国家教育社が日本「内地」で求めていた正教員の待遇改善という要求が、台湾で部分的に実現された。ただし、それは台湾人教員の俸給は不安定な地方財政に委ねることの裏返しであることを指摘した。

第6章では、台湾における教育勅語の導入過程について論じた。教育制度上では日本人と台湾人のあいだに明確な区別が設けられたにもかかわらず、教育勅語「奉体」という点では日本「内地」と同様の学校儀式も法制化された。台湾領有以前から国家教育社として教育勅語の趣旨普及を重視するようになっていたことを考えれば、これは台湾領有以前からの方針がそのまま台湾でも具体化されたものとみなすことができる。ただし、教育勅語の内容には台湾人向けの理念としては不適合な側面があるために、この措置は勅語をめぐる問題点を制度内部に伏在させたものとみなすべきであると論じた。

補論では、台湾の住民が日本人の構築した教育制度をいかに「受容」したのかという問題を恒春や新竹における国語伝習所分教場の例に即して明らかにした。分教場においては漢文導入など台湾の住民の要求も部分的にとりいれられたが、「公学校」が制度化されるようになると、台湾の住民の意向を学校の管理運営体制や教育内容に反映する回路は閉ざされていったと論じた。

以上の分析を通じて、台湾における教育制度が、当時の日本「内地」における教育制度とは異なる、「植民地性」と刻印されたものとして形成されたプロセスを解明した。その特徴をまとめると以下ようになる。日本「内地」では、貧富の差や地域間格差を越えて教育における平等を保障する条件として教育費の国庫補助が求められた。国家教育社の主張は、学校の自治的運営や教育における自由を犠牲にしても、こうした次元での平等を求めようとする傾向を持っていた。これに対して、台湾では学校の自治的運営や教育における自由は当初から否定される一方、教育費の国庫補助という平等にかかわる要求も日本人教員の待遇・俸給の保障という形でのみ実現された。その経緯には、台湾領有に先だって生じていた国家教育社の活動の変質が台湾で具体化されたという側面と、台湾領有当初の状況に規定された側面とが存在したことを明らかにした。

注)論文内容の要旨と論文審査の結果の要旨は1頁を38字×36行で作成し、合わせて、3,000字を標準とすること。

論文内容の要旨を英語で記入するときは、400～1,100 wordsで作成し審査結の要旨は日本語500～2,000字程度で作成すること。

(論文審査の結果の要旨)

本論文の功績として第一に指摘すべきは、複数の研究分野のあいだを越境しながら、植民地と本国との共時的な構造連関を解明する問題に本格的に取り組んだ研究ということである。従来の植民地研究では、台湾や朝鮮など特定の地域に即して、植民地化以前、植民地支配期、脱植民地化以降の歴史を一貫した視点から捉えることの重要性が強調されてきた。こうした通時的な観点はもとより重要であるものの、植民地で形成された制度の特徴、その意味や由来を明確化しようとするならば、共時的な構造連関への着眼もまた不可欠である。それにもかかわらず、これまでこうした研究はほとんどなされてこなかった。その大きな理由は、一般論として「日本(教育)史」や「台湾(教育)史」という研究分野を越境した研究の必要を説くのは容易だとしても、実際に地域別に蓄積された資料や先行研究の双方に通暁することは必ずしも容易ではないことによる。本論ではこうした問題をかかなりの程度克服しているばかりでなく、「日本」と「台湾」それぞれの地域の中での「中央」と「地方」との関係にも迫ろうとしている。これにより、本論文は「台湾」とのかかわりと「地方」とのかかわりという二重の意味で「日本」という空間の自明性を相対化した上で、「台湾」における教育制度が「日本」のそれとは異なる、「植民地性」を刻印されたものとして形成されたことの意味と由来を明確化することに成功している。

第二に、本論文は、教育における自由と平等という問題を掘り下げて考える上で重要な素材を豊富に提供している。本論文で「台湾」と「日本」をつなぐ主体として着目した国家教育社という組織は、学校の自治的運営や教育における自由を犠牲にしても、貧富の差や地域間格差を克服して教育における平等の実現を図ろうとした団体であった。他方で、正教員と准教員の格差、日本人教員と台湾人教員の差別を自明視するなど多くの問題点を孕みながらも、国家教育社の主張は、教育における自由の主張がそこに止まる限りは「貧富の差に依じて教育を受ける自由」に終わらざるをえないという問題の所在を示したものと位置づけることができる。「国家教育」という言葉は、戦後の一般的な価値観からすればもっぱらネガティブなものとして理解されがちであったが、本論文は貧困に脅かされる地域において「国家教育」という言葉がむしろ「救済」の方向性を指し示すものとして歴史的に立ち現れた経緯を明確化している。本論文は、こうした問題を理論的に掘り下げたものではないものの、教育における自由と平等の調整、この調整における国家の役割を考える上で重要な素材を豊かに提示したものと評価できる。

第三に、宮城県文書や台湾総督府公文類纂のような公文書資料を活用することにより、実証性という点でも従来の先行研究の水準を格段に高めている。本論文にとって重要な先行研究のひとつが駒込武『植民地帝国日本の文化統合』(第一章)であるが、駒込の研究は植民地と本国との構造連関を解明する必要を説きながらも、もっぱら初代学務部長伊沢修二の演説など言説レベルでその連関を説いているに過ぎず、伊沢修二の主張の支持基盤が「日本」の地方社会にどのように存在したのかといった問題や、台湾における植民地教育制度の形成過程で伊沢の構想がどのような屈折に直面せざるをえなかったのかといった問題については掘り下げた考察を展開できていない。これに対して、本論文は公文書資料を活用することによって実証の精度を上げ、制度的な構造連関を射程に収めることに成功している。

( 続紙 4 )

もとより本論文に残された問題も少なくない。

第一に、国家教育社という組織の性格をさらに明確化する必要があるということである。たとえば、国家教育社の機関誌『国家教育』誌上で東北地方にかかわる記事が多いことが本論文で指摘されているが、そのことは東北地方が戊辰戦争で「賊軍」とされたこととどのように関係しているのか。国家教育社の社員は何を期待してこの組織に参加したのか、個人を越えて集団的に共通する部分と個人的なライフストーリーに由来する部分の両方を見据えながら、さらに掘り下げた考察が必要であるという指摘がなされた。

第二に、台湾領有当初の軍事的制圧や財政難など、戦火のさなかに渡台した国家教育社の社員を取り巻く状況をより具体的に描かなければ、台湾における教育制度が「植民地性」を刻印されたものとなった理由についても説得的に伝わらないという問題点が指摘された。

こうした問題点は執筆者自身がよく自覚しているものであり、今後の研究の深化に期待すべきものではあっても、本論文の学問的価値を損なうものではないと認められた。

よって、本論文は博士（教育学）の学位論文として価値あるものと認める。

また、平成24年2月9日、論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。

論文内容の要旨及び審査の結果の要旨は、本学学術情報リポジトリに掲載し、公表とする。特許申請、雑誌掲載等の関係により、学位授与後即日公表することに支障がある場合は、以下に公表可能とする日付を記入すること。

要旨公開可能日：                      年                      月                      日以降